

学校統合に伴う周辺地域の通学区域変更時期の見直し等について

1. 背景及び目的

町田市新たな学校づくり推進計画（以下「推進計画」という。）における適正規模・適正配置の基本的な考え方として、学区統合時の通学区域の見直しを行うにあたっては、原則として町区域に基づいて通学区域を区分するとしています。

この考え方に基づき、新たな学校づくり基本計画を策定した5地区においても、通学区域の統合時や校舎建替時に周辺地域を新設校の通学区域に組入れることや、逆に統合予定校の通学区域から隣接校の通学区域に変更することを行います。

しかし、新校舎建設に伴う仮校舎通学時に周辺地区の通学区域変更を行うことで、遠距離の仮校舎に通学し、新校舎完成時に自宅からより近い新校舎へ異動するといったことがおこったり、町区域に基づいて通学区域を区分することで、通学距離が長くなる等通学負担が増大したり、通学上の安全が十分に確保できない場合があります。

こうした課題に対応するため、変更予定の通学区域の個々の状況に応じ、変更時期及び変更内容の見直しを行うものです。

2. 学校統合時の周辺地域の通学区域変更内容及び変更時期について

今後、通学区域変更に際しては以下の原則に基づき行うこととします。

- ・町区域に基づく通学区域の見直しは、通学距離が著しく長くなる場合や通学路の安全確保が難しい場合は行わないこと
- ・通学区域の変更を行う時期については、仮校舎への通学時期を勘案し、変更地域に居住する児童生徒の通学負担を最も軽減できる時期に行うこと

本原則に基づき、新たな学校づくり基本計画が策定されている5地区の周辺地域の通学区域変更について、3地区の変更内容について以下の見直しを行います。

(1) 本町田地区

① 2025年度に統合校の通学区域となる現藤の台小学校通学区域藤の台2丁目、現金井小学校通学区域藤の台2丁目及び本町田

現藤の台小学校通学区域である藤の台2丁目及び現金井小学校通学区域である藤の台2丁目及び本町田については、本町田地区の学校統合に伴い統合校である本町田ひなた小学校の通学区域となることが推進計画に位置付けられています。

通学区域変更は、仮校舎開校時の2025年度に行う予定ですが、本地域は新校舎建設予定地に隣接していることに加え、仮校舎への新たな通学路となる予定の道路の一部で、交通量が多く歩車分離が難しい箇所があることから通学路の安全確保に課題があります。

以上のことから本地域については、新校舎完成時の2028年度に変更を行うことで対象地域の児童の通学負担を軽減できることから、通学区域変更時期を2028年度とします。

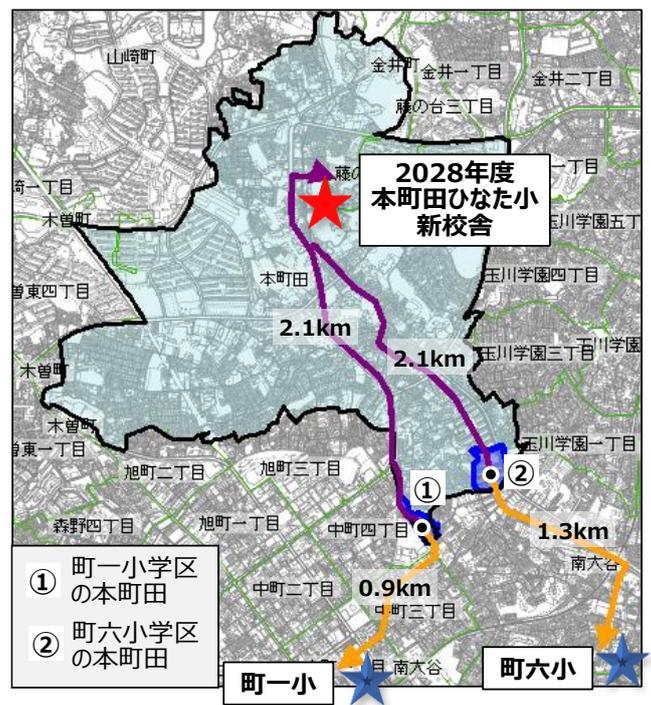


② 2028年度に統合校の通学区域となる現町田第一小学校通学区域本町田、現町田第六小学校通学区域本町田

現町田第一小学校通学区域である本町田及び現町田第六小学校通学区域である本町田については、本町田地区の学校統合に伴い統合校である本町田ひなた小学校の通学区域となることが推進計画に位置付けられています。

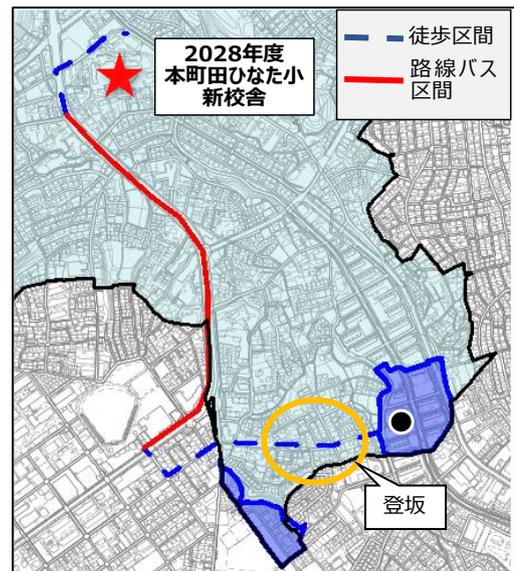
通学区域変更は、新校舎開校時の2028年度に行う予定でしたが、地図上①「町田第一小学校通学区域である本町田」については、通学距離が2倍以上となります。

また、地図上②「町田第六小学校通学区域である本町田」については通学距離が長距離となることに加



え、路線バスを利用するためには登坂を 600m程度、超えていかなければならないこととなります。通学の安全確保が現在の指定校へ通学することと比して難しくなります。

「町田第一小学校通学区域である本町田」及び「町田第六小学校通学区域である本町田」については、現在の指定校より通学負担が増大することに加え、通学上の安全確保に課題があることから通学区域変更を行わないこととします。

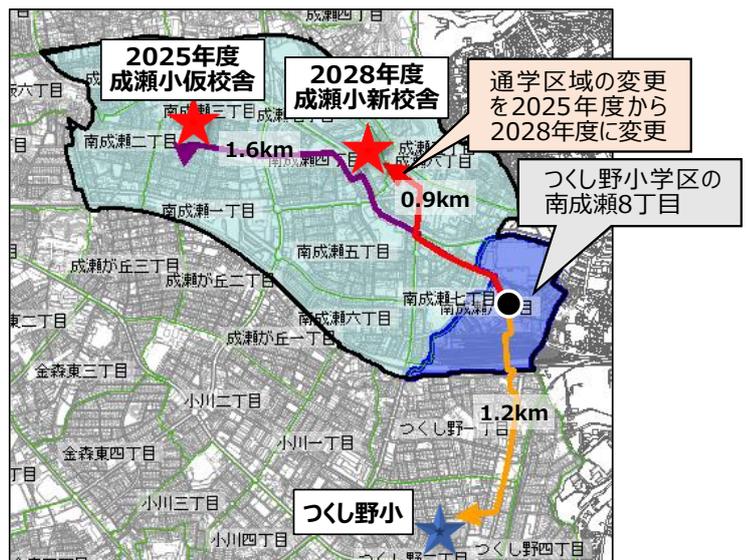


(2) 南成瀬地区

現つくし野小学校通学区域である南成瀬 8 丁目については、南成瀬地区の学校統合である成瀬小学校の通学区域となることが推進計画に位置付けられています。

学区変更は、仮校舎開校時の 2025 年度に行う予定でしたが、当該地域は 2028 年度に開校する新校舎に近接しており、新校舎開校時期に併せて通学区域の変更を行うことにより対象地域の児童の通学負担を軽減できます。

そのため通学区域変更時期を 2028 年度に変更します。

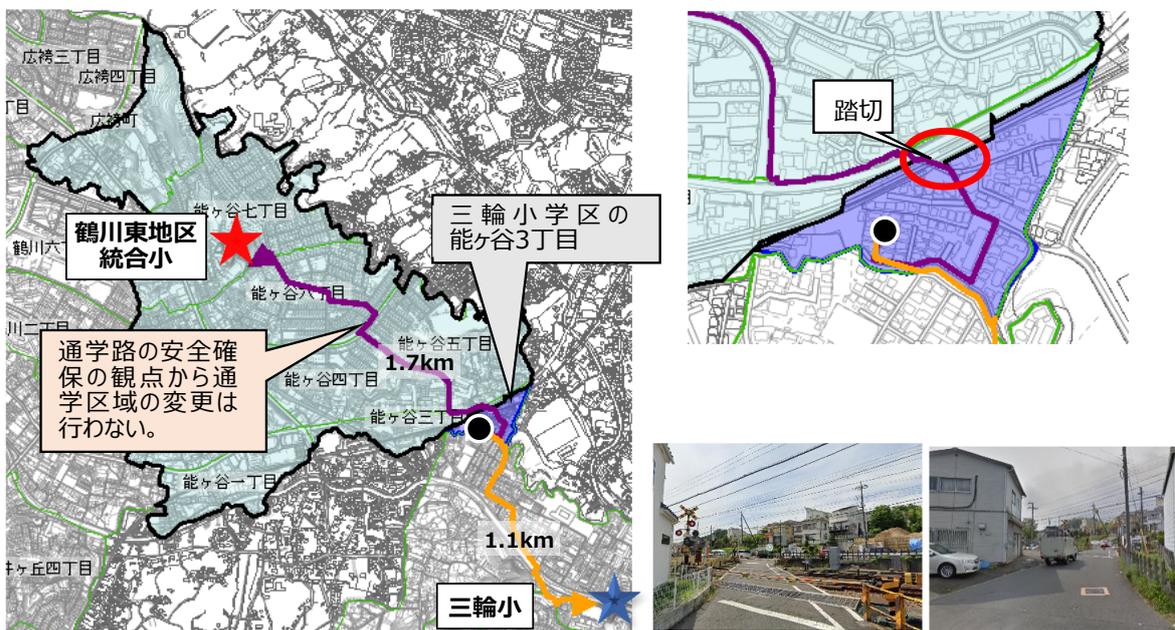


(3) 鶴川東地区

現三輪小学校通学区域である能ヶ谷 3 丁目については、鶴川東地区の学校統合に伴い統合校の通学区域となることが推進計画に位置付けられています。

本地域から現鶴川第二小学校に位置する鶴川東地区統合新設校へ通学するには、狭隘かつ車通りの多い踏切を横断する必要があり、通学路の安全上課題があります。また朝の電車の運行本数が多い時間帯は横断に時間がかかり、通学負担が増大することが想定できます。

以上のことから本地域については、鶴川東地区統合新設校の通学区とはせず、現行の三輪小学校の通学区のままとします。



3. 保護者への周知等

保護者や地域への説明

・本町田地区及び南成瀬地区の2025年度通学区変更地域に居住する新入学者の保護者宛に学区外通学制度の案内を送付済であるため制度変更の通知を発送します。

・鶴川東地区については、本年10月に鶴川地区の全保護者に発送予定である鶴川地区の学校統合についてのパンフレットに本変更内容を反映させます。

・本変更について、新たな学校づくり通信や新たな学校づくり推進協議会等を通じて周知を図ります。

通学費補助金の特例措置

・仮校舎開校時に通学区変更を行う予定から新校舎開校時に変更した本町田地区及び南成瀬地区の該当地域に居住していて、仮校舎開校時点から入学を希望する場合は、特例措置として通学費補助金の対象とします。

例規改正について

・本町田地区及び南成瀬地区の通学区については、「町田市立学校の通学区に関する規則」を改正済であるため、施行期日である2025年4月までに本変更を反映させた内容に改めます。

○対象地域の2025年度新入学者数

本町田地区			南成瀬地区
藤の台小学区の 藤の台2丁目	金井小学区の 藤の台2丁目	金井小学区の 本町田	つくし野小学区の南 成瀬8丁目
3名			5名